

やまと文化の森だより 企画展のご案内

併設好評開催中!! (最終日は 15:00 までの展示です)

12月の企画展・イベント

○12/1▶12/25 第5回クリスマスツリーコンテスト

今年も素敵なツリーが大集合します。ファンタジーのような世界の中で幸せな時間をお過ごしください。

○12/22 第4回クリスマスコンサート

「チェロチェロピアノコンサート」



12/22
第4回クリスマス
コンサート
「チェロチェロピアノ
コンサート」
14:00~15:00
入場無料

1月の企画展・イベント

○1/7▶1/26 出張! ロンド美術館「丸山久幸展」

～没24年後の邂逅～

緑川の森の中にひっそりとたたずむ、ロンド美術館の所蔵する作品を出張展示します。

○1/25・1/26

ハンドメイド&ワークショップ プティ・マルシェ

問合 山都町下市 16 番地 ☎ 72-9400 開館時間 9:00～17:00 入館無料

休館日 毎週月曜日 (月曜日が祝日又は振替休日の場合は次の平日)、年末年始等

山の都地域しごとセンター通信vol.80

「空き家」は身近な問題です。ご家族と話し合いましょう。



空き家の発生原因は、半分以上が相続によるものです。親が元気なうちに家族でよく話し合い、方針を決めておくことが重要です。親が住まなくなった家をどうするかの方針を決めないまま子どもが相続すると、空き家のまま放置されてしまうケースが珍しくありません。空き家にしないために、「誰が住むのか」「解体するのか」「売するのか」「貸すのか」など、親や子など家族と事前に話し合っておくことが大切です。

国土交通省・日本司法書士会連合会・全国空き家対策推進協議会では、住まいの終活を考える際のツールとして、「住まいのエンディングノート」を作成しています。

QRコード↓



国土交通省 | 住宅: 空き家対策
特設サイトより引用

問合 空き家や移住・定住に関するお問い合わせは、お気軽にどうぞ。

山の都地域しごとセンター ☎ 72-9111 e-mail:yamato.shigotocenter@machi-y.jp

以下のようなことをきっかけに、家族が住んでいた家が空き家になっています。



空き家は、以下のような理由からそのまま放置しがちです。



こうした背景から、使用目的のない空き家は、20年間でおよそ2倍に増え
(平成10年:180万戸→平成30年:350万戸)、今後も増加が見込まれています。

わたしたちの人権

237

誰もが人間として生きていくうえで
侵すことのできない当然の権利
これが『人権』です

部落差別事件と どう向き合ったか

去る10月10日、人権センター・中尾児童館を利用される団体、地域の方々、行政職員等、約80名の参加のもと山都町人権「同和問題」研修会が開催されました。

山都町中尾児童館で、「菊池市人権啓発・男女共同参画推進課地域人権教育指導員 平井靖彦さん」を講師として、講演が行われ、冒頭に「菊池市人権未来都市宣言文」の説明をされました。

「人は生まれながらにして自由であり、平等に生きる権利を有している」と、日本国憲法および世界人権宣言でも保障されている。しかし、いまだに部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ等に対する偏見や



ることに行政の責任が問われているということでした。

部落差別は、本来起こってはならないことですが、最も大切なことは、差別事象が起こった時の「対策」ではなく、今後起こらないようにすることです。そのためにどのような施策を講じるべきかを整理し実行に移すことであります。菊池市では、新たな取り組みとして、対策のノウハウや手順を示したマニュアル的なものから一歩踏み出し、新たな施策に向けての動きまでを含めた「対応書」を作成されました。

また、差別事象の対応で最も大事なことはその差別事象が起こった背景を明らかにし、課題を整理することです。さらに、差別事象の当事者が、その後の取組により差別をなくす側に立つよう寄り添う必要があります。

よって、差別事象の「終息」がその部落差別の終わりではなく、「部落差別の解決に向けた始まりである」との認識を持たなければならぬい。」という話をされ、改めて認識させられました。

最後に、まず、問われているのは、



自分の人権を守り
他人の人権を守る
責任ある行動を



©2010 熊本県くまモン